

平成16年6月25日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目4番12号
株式会社 幸洋コーポレーション
代表取締役社長 甲斐田 啓 二

第25回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第25回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第25期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、
貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第25期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を総合的に勘案して、前期から1株につき2円を増配し、1株につき8円とさせていただくことに決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおりに変更されました。

- (1) 当社のコマーシャル系不動産市場の新たな創造をイメージさせる商号に変更することを目的として、定款第1条について所要の変更を行いました。
- (2) 今後の業容の拡大に対応できるように、定款第2条について所要の変更を行うとともに、字句の整理を行いました。
- (3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策が遂行できるように、定款第6条に自己株式の取得の規定を新設いたしました。

- (4) 監査役が法定の員数を欠くこととなった場合に、速やかに後任監査役が就任し法定員数を充足できるようにするため、定款第29条および第30条第3項に監査役の予選選任に必要な規定を新設いたしました。
- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制が構築できるように、定款第18条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。
- (6) 条文の新設に伴い、従来の条文の繰下げを行いました。
- (7) 末尾に記載のある附則について、従前の任期に該当する監査役がすべて任期満了となるため、削除しました。また定款第1条に定める商号の変更が平成16年11月1日となること、および従前に在任する取締役の任期について、附則を新設いたしました。

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として甲斐田啓二、堀野 清の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として前原東二氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

決算公告の電子化について

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページに掲載することとしておりますのでお知らせいたします。

当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.coyo.co.jp/>
